

令和3年8月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記



令和2年(ワ)第4729号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和3年7月16日

判 決

5

名古屋市緑区滝ノ水2丁目1702番地の11

原 告 多 田 雅 史

名古屋市天白区御前場町258番地

被 告 医 療 法 人 社 団 幹 和 会

同 代 表 者 理 事 長 鬼 武 義 幹

10

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 後 藤 昭 樹

同 太 田 博 之

同 立 岡 亘

同 中 村 勝 己

同 服 部 千 鶴

15

同 吉 野 彩 子

同 太 田 成

同 水 野 吉 博

同 長 坂 早 余 子

同 植 木 祐 矢

20

同 荻 原 文 孝

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

25

第 1 請 求

被告は、原告に対し、600万円及びこれに対する令和2年3月31日から

イ また、原告は、本件医院の医師に善管注意義務違反がある旨主張する（訴状23頁から24頁まで等）。

しかしながら、本件においては、原告と被告との間において診療契約が成立していないから、本件医院の医師が原告に対して善管注意義務を負っていたものと解することはできない。

したがって、原告の上記主張は、それ自体失当である。

第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担について民訴法61条を適用して、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第7部

裁判官

齋藤 毅

齋

藤

毅